

生食輸発0113第1号  
平成28年1月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産生鮮おぐらの検査命令免除対象輸出業者の追加)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成28年1月8日付け生食輸発0108第2号）により通知したところです。

今般、フィリピン政府から、食品衛生法違反の事例があった下記の生鮮おぐらの輸出業者について、原因究明及び再発防止対策が講じられ、生鮮おぐらの輸出業者として再登録した旨の連絡があったことから、当該輸出業者を検査命令免除対象輸出業者に追加することとし、同通知の別表34を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

Jelfarm Fresh Produce Ent.